

(ORANGE BOOK 2008 EDITION)

CODE OF CONDUCT

外国為替・資金取引に関する行動規範

(2008 年版)

THE TOKYO FOREIGN EXCHANGE MARKET COMMITTEE

(東京外国為替市場委員会)

<http://www.fxcomtky.com>

本書の無断転載・複製を禁ず。

目 次

	ページ
はじめに	2
第1章 基本事項	3
第2章 倫理規範	6
第3章 取引慣行に関わる規範	9
付表 1 銀行等間取引におけるマスター契約書	18
付表 2 東京、ニューヨーク市場が休日の場合のドル円 SPOT 受渡日	19
付記 1 東京外国為替市場における業務継続計画(BCP)	20
付記 2 電子媒体を通じた市場参入について	23
付録 1 外国為替・資金市場取引用語集	24
付録 2 取引の基本動作と留意点	36

はじめに

「2003 年度 Code of Conduct(オレンジブック)改訂版」から 5 年を経て、Code of Conduct の再改訂を行い、ようやく発表することが出来た。いずれの時代の Code of Conduct もそうであるが、特に 2003 年度版は当時の委員会が多大な時間を費やし、最新の市場情勢を精一杯盛り込んだ非常に立派な成果であったと記憶している。今回その改訂版を改めて手に取り、読んでみるとやはり 5 年の歳月を感じざるを得ない。

今回の改訂作業が小委員会での本格的な議論に移行した際に、先ず委員の皆が戸惑ったのは、「外国為替市場とは、」、「市場参加者とは、」という定義の問題であった。改めてそんな基本用語を問い直さざるを得ないほど、市場は変貌し、拡大し、多くの市場や参加者を包含する巨大な存在となっていた。我々が何を対象とし、誰に向けてメッセージを出すのか、足許を見つめ直すことから改訂作業は始まったと言える。

また一つ一つ順番に読み合わせている中で、時代の背景を色濃く反映している条文に遭遇し、当時の市場の重要なテーマが浮かび上がることも多かった。曰く「CLS 決済の導入」であり、「本人確認」でありまた「NDF 取引」であった。今回もそれらのテーマはしっかりと残しつつ、進展し続ける「電子取引の進展」等に更に踏み込んだが、市場の変容に合わせてこれまで以上に内容の改訂を頻繁に行っていく必要性も感じた。

今回の改訂は、出版形式を廃し市場委員会のホームページ上だけの発表にとどめた。長らくディーラーが手に取り、オレンジブックの愛称で親しまれた Code of Conduct を出版しないことに対し、心中残念な思いもあったが、これまで以上の速度で発展する市場情勢を、機動的に捉えて頻繁に反映していくためには、この形式が最適だと判断した。本「Code of Conduct 改訂版」がその愛称と同様に今後も愛読されることを願っている。

最後に、今回の改訂に際して、極めて強力なリーダーシップを発揮し我々を叱咤激励し成果に結びつけてくださった Code of Conduct 小委員会 好川弘一委員長(BNP パリバ銀行)をはじめ、同メンバーである内山一慶氏(みずほコーポレート銀行)、井上哲也氏(日本銀行)、熱田龍一氏(バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ)、永谷昌悟氏(野村証券)、小林正史氏(住友信託銀行)、小松 淳氏(みずほ銀行)、野口嘉彦氏(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)、高橋真由美氏(三菱 UFJ 信託銀行)、石川達也氏(三菱東京 UFJ 銀行)及び貴重なご意見を頂いた数多くの方々、常に変わらぬご支援を頂いた日本フォレックスクラブに厚く御礼申し上げます。

2008 年 9 月
東京外国為替市場委員会
議長 井上悟志

第1章 基本事項

第1条 行動規範の遵守

銀行等間外国為替・資金市場(以下、「銀行等間外国為替市場」)において、外国為替・資金取引に従事する者は、すべて誠実かつ公平な取引に関する高い倫理基準を維持するために、本行動規範を遵守することが求められる。

第2条 管理者(Management)の責任

銀行等間外国為替市場における参加者の行動管理は、管理者の責任である。管理者は、ディーラー(注)およびブローカー(注)の権限と責任を明文化しこれを周知徹底させる責任がある。明文化の対象項目として以下のものが挙げられる。

- ① 報告手続きを含めたディーリング・ポリシー全般
- ② ディーリング権限者
- ③ ディーリング対象商品
- ④ 取引相手の本人確認方法および確認書類等の保存方法
(第15条 マネー・ローンダリングおよび本人確認参照)
- ⑤ ポジションおよびストップ・ロス等の市場リスク限度の遵守
- ⑥ 取引相手への与信限度の遵守
- ⑦ 取引内容および資金決済方法の確認
- ⑧ 取引相手(銀行等、仲介業者、顧客)との関係
- ⑨ 緊急時対応
- ⑩ その他明文化することが適切と考えられる事項

(注) 本行動規範では、「銀行等」、「仲介業者」とは組織を指し、「ディーラー」、「ブローカー」は個人を指す。

第3条 外国為替・資金業務に携わる担当者の注意義務

外国為替・資金業務に携わる担当者(ミドル・オフィス、バック・オフィスの担当者を含む)は、基本動作として以下の規範を遵守すべきである。

- 1) 管理者の指示に従い、与えられた権限の範囲内で、業務を遂行する。
- 2) ディーリング関連業務の遂行中に発生したなんらかのトラブルおよびその他の業務遂行に重大な影響を及ぼす事項などについては、可及的速やかに管理者へ報告し、その指示を仰ぐ。

第4条 フロント・オフィスとミドル・オフィスおよびフロント・オフィスとバック・オフィスの分離

フロント・オフィスとミドル・オフィスおよびフロント・オフィスとバック・オフィスは、職務と報告ラインにおいて分離されたものでなければならない。

第5条 正確な市場取引用語の使用

1. 銀行等間外国為替市場参加者は、常にプロフェッショナルとして行動する責任があることを自覚するとともに、その一環として、明確な市場取引用語の使用を励行しなければならない。
2. このため、管理者は、特に、市場間での用語の相違および誤解される恐れのある用語について認識すべきである。
3. 本行動規範の付録1には、市場取引用語とその定義に関する解説が記載されており、銀行等間外国為替市場参加者はこれらの用語について精通しておかなければならない。

第6条 人材の育成・教育

1. 銀行等間外国為替市場参加者の管理者は、市場の急速な変化とより複雑な取引の増加に対処すべく、担当者の専門性の確保に配慮すべきである。
2. 管理者は、新たに配属された担当者に対して組織で制定されている手続き、ポリシーなどのオリエンテーションを行うべきである。
3. 管理者は、担当者に対して責任、役割、権限を明確に定め、手続き、システム、緊急時対策をよく説明しておくとともに、リスクの把握方法や報告方法を知らしめておくべきである。

第7条 マスター契約の締結

銀行等間外国為替市場参加者は、外国為替・資金取引を行うに先立ち、標準的な取引条件を確認し信用リスクを軽減するために、マスター契約書を締結することが望ましい(付表1参照)。

第8条 大規模災害への対応

1. 銀行等間外国為替市場参加者は、大規模災害等が発生した場合の対策として、自らの業務継続計画(Business Continuity Plan: BCP)をあらかじめ立ておくべきである。そうした業務継続計画は、定期的な訓練を通じ、実効性が確保されることが望ましい。

2. 銀行等間外国為替市場参加者は、決済システム等運営者が策定した業務継続計画を理解し、当該業務継続計画を自らの業務継続計画において適切に位置づけるべきである。
3. 大規模災害等が発生した場合、銀行等間外国為替市場参加者は、決済システム等運営者と連携しつつ、また関係当局と必要に応じて協議しながら、共同して東京外国為替市場の機能維持と早期の機能回復を目指すべきである。そのための市場レベルの業務継続計画として、当委員会が策定した「東京外国為替市場における業務継続計画」が稼動している(付記1参照)。

第2章 倫理規範

第9条 問題となり得る行為の禁止

1. 銀行等間外国為替市場参加者は、以下に挙げる不公正な行為を行ってはならず、またこれらの行為により自己または顧客の利益を図ってはならない。
 - ① プロフェッショナリズムに反する噂を流すこと
 - ② 市場の慣行を悪用すること
 - ③ 他の市場参加者から相場に影響を及ぼし得る未公開情報を不正な手段により入手しようとする事
または入手すること
 - ④ 不正な手段により入手した情報を利用すること
2. 銀行等間外国為替市場参加者は、顧客に対して、取引についてのリスクを十分に開示し、強引な勧誘・アドバイスで取引を強制することなく、顧客自身の判断で取引がなされるよう配慮すべきである。

第10条 取引情報の機密保持

1. 取引情報の機密保持は、銀行等間外国為替市場の評価、機能の維持のために不可欠なものであり、厳格に対応することが重要である。取引の当事者は、取引の遂行上必要がある場合、相手方の同意がある場合および法律上正当な理由がある場合を除いて、職務上知り得た取引に関する情報を第三者に伝えてはならないし、また求めてはならない。組織の内部といえども、伝達することが必要不可欠と考えられる部署以外には、取引情報を伝えてはならない。
2. 管理者は、担当者に対し、取引情報の機密保持に関する基本原則を周知徹底し、取引情報の外部流出を未然に防止しなければならない。
3. 管理者は、外国為替・資金取引において利用する情報通信機器から取引情報が流出することのないよう十分配慮すべきである。また、必要に応じてシステム上にセキュリティ措置を講じるよう対処すべきである。
4. 管理者は、取引情報の漏洩を発見した場合には、早急に適切な対応を行い、状況を是正しなければならない。
5. 管理者は、部外者のディーリング・ルーム内への入室を厳重に管理すべきである。

第11条 個人勘定による取引

1. ディーラーが業務に関連した商品の個人勘定取引を行うことは、顧客および銀行等の利益に相反する

危険が高いことに加え、職務上知り得た情報を利用した取引が行われる可能性も高い。このような点を踏まえ、管理者は、個人勘定取引の可否について十分に検討しなければならない。

2. 個人勘定取引を認める場合には、管理者は、これに関する基本方針や運用手続を明文化すべきである。また、管理者は、個人勘定取引が実施された際の取引明細(取引約定日、取引種類、取引相手、金額、レート、受渡日など)の報告体制を確立すべきである。

(注) 個人勘定取引とは、名義の如何を問わず、ディーラー個人が利益を図ることを目的にディーリングのための勘定を開設し取引を行うことを意味する。

第12条 詐欺等不正行為の防止

1. 外国為替・資金取引における不正行為を防止するために、銀行等間外国為替市場業務に携わる管理者および担当者は以下に掲げるような場合に十分留意すべきである。担当者は不審な点を発見したときには、管理者に遅滞なく報告しなければならない。
 - ① テープ等による録音が行われていない電話を使った取引が行われていることを発見した場合
 - ② 取引相手から通常と異なる決済方法を指示された場合
 - ③ 決済代金の受取者が取引相手銀行等以外の第三者である場合
 - ④ 取引成立後、取引内容の確認ができない場合
 - ⑤ その他通常の取引とは異なる状況に接した場合
2. ディーラーは、仲介業者またはそのブローカーから手数料を受け取ってはならない。ディーラー(またはブローカー)は、ブローカー(またはディーラー)により市場慣行を逸脱する異例な取引を申し込まれた場合、管理者に遅滞なく報告しなければならない。
3. ディーラーは、他の市場参加者とあらかじめ同意をして、原契約の逆取引を将来のある一定日に行うといったポジションまたは損益等を不当に操作する取引(パークング)を行ってはならない。

第13条 接待・贈答

1. 取引相手との間においては、公正な取引維持の観点から、良識と節度を持った関係を維持しなければならない。
2. ディーラーと顧客との間およびディーラーとブローカーとの間の緊密な意思疎通は、対顧客取引、銀行等間外国為替市場取引ならびにブローキング機能の向上などを図るうえで有意義なものではあるが、そのための過度な接待、贈答は公正な取引維持の観点などから好ましくない。
3. 管理者は、接待・贈答に関する具体的なガイドラインを定め、担当者に対しその遵守を徹底しなければ

ならない。また、接待・贈答の実情を把握すべく、担当者に逐次報告を求めなければならない。

4. 銀行等の管理者が必要と考えた場合には、仲介業者の管理者に対し、接待、贈答の内容について事前または事後の報告を求めることができる。

第14条 医薬品、アルコール等の摂取

管理者は、医薬品、アルコール等の摂取によって業務に生じる悪影響につき、ディーラーおよびブローカーの意識を高めなければならない。また、管理者は、医薬品、アルコール等の摂取により適切な判断を取ることができないディーラーおよびブローカーを発見した場合のガイドラインを定め、明示すべきである。

第15条 マネー・ローンダリングおよび本人確認

1. 銀行等間外国為替市場参加者は、テロ資金供与あるいはなんらかの重大犯罪に関わるマネー・ローンダリング防止のために、顧客等取引相手先の身元確認や取引記録の保存等、あらゆる必要な手段を講じなければならない。
2. このため、銀行等間外国為替市場参加者は、取引相手先の本人特定事項の確認、本人確認記録の作成・保存および取引記録の作成・保存を義務づけているわが国の関係法令の内容を認識し、これを遵守しなければならない。

第3章 取引慣行に関わる規範

第16条 市場の取引開始時間と取引終了時間

1. 銀行等間外国為替市場で認知された週の取引開始時間は、月曜日のシドニー時間午前 5 時であり、週の取引終了時間は、金曜日のニューヨーク時間午後 5 時である。
2. 前項の規定は、銀行等間外国為替市場において広く慣行として認められているが、当事者間で別の定めをすることを妨げるものではない。

第17条 相場の呈示

1. 銀行等間外国為替市場において、ディーラーおよびブローカーが呈示した相場は、under reference 等の意思表示が行われていない限り、firm price とみなされる。
2. ディーラーが仲介業者に呈示した firm price は、これを取り下げる (off) 旨の意思が仲介業者に伝わるまでは有効である。ただし、ブローカーは price の有効性について逐次ディーラーに確認するように心がけ、特に相応の時間が経過したものについては、ディーラーに price の有効性を確認することを怠ってはならない。
3. 仲介業者経由取引において、firm price を呈示するディーラーは、呈示の都度、取引に応じる金額を仲介業者に対し明示するか、通常取引単位を事前に仲介業者との間で取り決めておくべきである。

第18条 取引の締結

1. Firm price を呈示したディーラーは、取引相手との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した相場でその相手と取引に応じる義務がある。この場合、firm price を呈示したディーラーは呈示の際に取引に応じる金額の明示をしない限り、市場において一般的な通常取引単位による成約義務がある。
2. 銀行等間外国為替市場においては、取引相手を特定のうえ与信上の問題がないことを確認した時点で取引が最終的に成立する。ただし、スポット取引については、売買の区別、金額、取引レートが合意された時点で取引が成立したとみなされる。
3. 銀行等間外国為替市場参加者は、与信上の問題を全面的に仲介業者に押しつけ取引の成立を強制することのないよう配慮しなければならない。また、仲介業者、取引の相手方とも与信上の問題を悪用し、本来成約すべき取引を不成約としてはならない。
4. ディーラーが off の旨を伝えたのと同時にブローカーが done を告げた場合の取引は成約されたものとみ

なされる。逆に、ブローカーが off の旨を伝えたのと同時にディーラーが取引 done を告げた場合、その取引は成約しなかったものとする。

5. 仲介業者が保有する注文金額を上回る金額を複数ディーラーから同時に hit された場合には、仲介業者は比例按分等の適切な方法で配分することが望ましい。
6. 仲介業者経由取引において、firm price を hit するディーラーは、その都度、取引に応じる金額を仲介業者に対し明示するか、通常取引単位を事前に仲介業者との間で取り決めておくべきである。

第19条 取引の確認

1. 取引確認書は、取引の証跡とみなされるものの、口頭での合意には拘束力があり、口頭での合意事項に優先するものではない。
2. 取引当事者の銀行等は、すべての取引に関して約定後可及的速やかに、取引確認書を事務処理部門であるバック・オフィス間で取り交わさなければならない。その場合には、SWIFT を代表とする電子媒体を使用することが望ましい。取引確認書に記述すべき項目は、次に挙げる事項とする。

- ① 取引約定日
- ② 銀行等取引相手名
- ③ 取引種類と売買等の区別
- ④ 通貨と金額
- ⑤ レート
- ⑥ 受渡日
- ⑦ 媒介手段
- ⑧ 決済銀行
- ⑨ その他、各取引に関する必要な項目

ただし、外貨コール取引においては、資金放出銀行のみが取引確認書を作成・送付し、調達銀行側はこれを省略することができる。

3. 取引確認書を受領したバック・オフィスは、直ちに内容を確認し、誤謬については取引確認書作成銀行等に速やかにその旨を通知しなければならない。誤謬の通知を受けた取引確認書作成銀行等は、内容を再確認のうえ、訂正を要する場合には、新しい取引確認書を改めて取引相手銀行等に送付しなければならない。
4. 特に仲介業者経由等口頭による取引については、フロント・オフィスでも、日中の取引確認を行うことが望ましい。

第20条 資金受渡し方法

1. 外国為替・資金取引に伴う邦貨および外貨の受渡し(delivery)方法については、原則として当該取引銀行等間で直接確認するものとする。また、資金の受渡し指図は正確かつ迅速に行い、受渡し方法が変更された場合には遅滞なく先方へ連絡しなければならない。
2. 事務省略化および決済リスク軽減の観点により、取引相手との Standard Settlement Instruction(以下、「SSI」)の交換を奨励する。銀行等が SSI の変更を行う場合には、遅滞なく仲介業者にも通知すべきである。なお、外国為替取引の決済リスクを削減する手段として CLS Bank International(CLS銀行)(注)による決済システムが稼働している。

(注)外国為替取引資金決済における時差から生じる決済リスクを同時振替決済(PVP: Payment vs. Payment)によって削減するために世界の主要金融機関により設立された。
3. 円資金受渡しに当たっては、外国為替円決済制度、CLS 決済、日銀ネットまたは当座預金振替を利用するものとする。
4. 資金の受取人が第三者の場合、特に適切な認証管理を管理部門にて行ったうえで支払実行をすることが必要である。
5. 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、仲介業者の仲介による国際・ブローキング取引については、仲介業者が当事者銀行等双方に対し受渡し方法伝達の責任を負うものとする。仲介業者が受渡し方法の確認に困難を伴うときには、銀行等は自行の資金受領方法を遅滞なく仲介業者に伝達するよう協力しなければならない。
6. 仲介業者の支払指図(payment instruction)に過誤があり、当該仲介業者からその旨の連絡を受けた銀行等は自ら遅滞なく事故解決および損害の発生防止・減少のために適切な措置を取らなければならない。また、過誤により生じた差損益は、合理的な判断に基づき適切・公正に処理されなければならない。

第21条 電子取引

銀行等間外国為替市場参加者は、電子取引を行う際には、本行動規範の他の条項に記された内容を遵守することに加え、特に以下の各点に対応しなければならない。

1. 管理者は、電子取引システムを利用するに当たり、ディーラーに対し、システムの使用に関する社内規定、サービス提供会社のディーリングルールブック、およびサービス利用に関する文書または契約書を理解させなければならない。
2. 管理者は、あらかじめシステム障害発生時の体制を整備すべきである。また、システム障害発生時には、当該システムのサービス提供者との緊密な情報交換を通じて、障害内容の把握を行い、速やかに必要な措置を取らなければならない。

3. 電子取引においては、ディーラーがレートを確認して取引成立のために操作したつもりでも、市場実勢と乖離したレートで取引が成約する可能性が存在する。管理者は、あらかじめこのような事態が発生した場合にディーラーが取るべき行動や処理方法を定めておかなければならない。
4. ディーラーは、電子取引システムの特性を悪用して不当な利益を得るような操作を行ってはならない。
5. 管理者は、電子取引システムに対する不正なアクセスを回避するために、システム使用権限を授与された担当者の認証等について、厳重なセキュリティ管理を行うべきである。
6. 対顧客オンラインシステムでは、ネットワーク全体の一元的な管理者が存在しないオープンネットワークを利用することが多いため、システムセキュリティ管理には一層の留意が必要となる。
7. なお、電子媒体を通じた市場参入については付記2を参照のこと。

第22条 テープ等による録音

1. 銀行等および仲介業者は、取引相手との会話をテープ等に録音すべきである(以下、会話を録音した媒体を「録音記録」)。録音記録は、録音内容の改ざんが行われることのないように厳重に管理するとともに、取引内容の確認を行うために十分な期間保存すべきである。
2. テープ等による録音を新たに開始する場合、あるいは新規取引先が加わる場合には、取引相手に会話が録音されていることをあらかじめ連絡しておくべきである。
3. なお、携帯電話は通常、録音が行われないので、ディーリング・ルーム内での使用は、緊急の場合を除いて極力避けることが望ましい。

第23条 通常取引時間外取引およびディーリング・ルーム外の取引

1. 市場取引時間外取引の管理を適正に行うため、銀行等は通常取引を行う時間(以下、「通常取引時間」)を定めなければならない。管理者は、通常取引時間内にはディーリング・ルーム内で適正な取引を行う管理体制を整備しなければならない。
2. 通常取引時間外および在宅ディールなど銀行等のディーリング・ルーム外で行う取引は、管理者の事前の了承を得てなされなければならない。
3. 管理者は、通常取引時間外およびディーリング・ルーム外で行う取引について、前項の規定により取引を了承されたディーラーとの間で、その取引限度などにつき、ガイドラインを文書で定めるべきである。

4. 管理者は、通常取引時間外またはディーリング・ルーム外で行われた取引につき、その取引を速やかにディーラーに記録させ内容確認を行うための管理体制を整備すべきである。

第24条 オーダーの取扱

1. 銀行等は、取引相手からオーダー(order)を受ける際には、その都度、次に掲げる事項を確認し、所定の様式で記録して後日トラブルの起こらないようにすべきである。管理者は、オーダーの受付が執行条件、取引通知、キャンセルの取扱等を含む複雑なものであることを十分に認識すべきである。
 - ① 通貨
 - ② 売買の区別
 - ③ 金額
 - ④ レート
 - ⑤ 受渡日
 - ⑥ オーダーの有効期間
2. 特に、ストップ・ロス・オーダーについては、取引相手との間で、ストップ・ロスの注文であることおよびその内容を明示的に確認し合意すべきである。オーダーを引き受けた銀行等は、市場激変時や非常事態に備え、オーダーを出した取引相手との連絡方法を十分に確保しなければならない。
3. オーダーを受けた銀行等は、オーダー発注者から指定された相場でオーダーが執行できるよう、最善の努力を行う義務がある。ただし、これは指定された相場でオーダーが執行されることを発注者に対し保証するものではない。
4. 銀行等が取引レンジの確定のために仲介業者に照会し、仲介業者が当該情報を提供する場合であっても、仲介業者は、レンジそのものに責任を負うものではない。
5. オーダーを受ける際には、特に各市場の取引開始、終了時間に関する慣行を考慮し、取扱時間等を確認することが望ましい。

第25条 オフマーケットレート

1. 市場実勢から乖離したレート(以下、「オフマーケットレート」)による取引は、損益の隠蔽、不正取引および権限を超えた信用供与に結びつく可能性があり、こうした疑義のある取引は原則として認められるべきではない。
2. 銀行等の管理者は、オフマーケットレートを使用する場合、与信上の問題や公正性の観点からその適否を慎重に判断すべきである。なお、キャッシュ・フローの概念をプライシング上考慮に入れるべきである。

3. Historical Rate Rollover(当初予約相場をベースとした為替予約の延長等。以下、「HRR」)は重要なオフマーケットレートの例である。HRR は合理的な理由があり、事前に管理者の了解が得られている場合を除き、原則として取扱ってはならない。例外的に HRR を認める場合、銀行等の管理者は HRR に関する規則・手続きを制定し、その遵守を求めるべきである(為替予約には、オプション取引の権利行使に関わるものを含む)。

第26条 ディーラーとブローカーの関係

1. ディーラーは、ブローカーに対し、取引成約前に相手の名前および金額を質問してはならない。
2. ディーラーは、ブローカーに対し、すでに成約した第三者同士の取引の内容を質問してはならない。
3. ディーラーは、与信上の問題で取引を拒否された場合、ブローカーに対し、拒否した銀行名を明らかにするよう求めてはならない。
4. ディーラーは、ブローカーのオフィスの内部で取引を行ってはならない。また、ブローカーは自分のオフィスの外部で取引の仲介を行ってはならない。
5. 以下の各号に掲げる場合には、取引相手名を明かすこと(name disclosure)について当該各号に定める例外的な取扱いが認められる。
 - 1) すでに成約した取引につき、当事者の一方から取引金額の増額を求められた場合には、ブローカーは当事者に限り name disclosure を行ってもよい。
 - 2) 為替フォワード(スワップ)および通貨オプション取引においては、取引成約に先立ち、取引相手方の name disclosure をブローカーに求めることができる。
 - 3) 資金取引に関し、資金の出し手は取引成約に先立ち、取り手の name disclosure をブローカーに求めることができる。また、代わり金の受領確認を待たずに元利金返済が行われることもあり得る取引においては、資金の取り手も出し手も、name disclosure をブローカーに求めることができる。
 - 4) JOM 取引については、非金融機関に対する確認要件が金融機関の場合と異なるので、仲介業者は、非金融機関との仲介を行う場合には、あらかじめその旨を相手方金融機関に通知しなければならない。

第27条 係争、調停と差損益

1. 取引ならびに取引の決済および処理について、取引の相手方または他の取引当事者との間になんらかのトラブルが生じたときには、取引担当者は、可及的速やかに管理者へ報告し、そのうえで、管理者の指示のもとに迅速かつ誠実にその事態の解決を図らなければならない。

2. 前項の場合において、オープンまたはアンマッチド・ポジションが存在する場合、さらなる損失拡大のリスクを排除するため、取引相手の合意を得たうえで、できるだけ速やかにそのポジションをスクエアもしくはニュートラルにすることが望ましい。ただし、この行為は、当該当事者が自らの過失を承認したと解釈されるべきではない。
3. デイラーとブローカー間のトラブルから差損金(以下、「difference」)が生じた場合には、以下のガイドラインが適用される。
 - 1) 取引担当者は、発生した係争の相手先、理由などその概要、difference の金額とその決済方法などにつき記録を作成し、同日中に管理者へ報告するとともに、当該記録を保存するものとする。
 - 2) 管理者は、difference の内容および特定相手との発生頻度などをチェックするものとする。
 - 3) Difference に対する補償は銀行小切手か当該銀行への電信送金の形か、手数料代金の調整という形でなされる。
 - 4) デイラーは、前号の補償を拒否し、元の価格での取引の実行を主張してはならない。
 - 5) 当該小切手の受渡しは、フロント・オフィスとは監督指揮権の異なるミドル・オフィスまたはバック・オフィスなどの部署で行う。
4. トラブルが当事者間で通常的手段によっても解決できない場合、ACI プロフェッショナルリズム委員会に当該トラブルについて照会することができる。

第28条 ネームの代行

1. 銀行等間外国為替市場取引において、与信上の問題から取引が完結できない場合に、やむを得ずネームの代行(name switch)が行われることがある。
2. ネームの代行において間に立つ銀行等は、取引内容を十分に把握し、通常の規則・手続きの範囲内で取引代行を行うべきである。該当取引については、ネーム代行取引として識別して管理されるべきである。デイラーおよびブローカーがネームの代行を行う場合には、ネームの代行を行うことについて事前に管理者の了解を得なければならない。
3. 銀行等の管理者は、仲介業者に対し、取引ができない取引相手名についての情報を支障のない限り事前に提供し、仲介業者がネームの代行を他の銀行等に依頼せざるを得ない事態の発生を極力減少させるべきである。
4. デイラーは、ネームの代行を行うことにより仲介業者から便宜を得てはならず、また、求めてはならない。

第29条 仲介手数料

1. 仲介手数料は、銀行等と仲介業者双方の管理者により合意決定され、仲介業者の管理者は、銀行等の管理者に対し書面で通知するものとする。また、仲介手数料の変更を行う場合も同様の手続きを行うものとする。
2. 仲介業者は、仲介手数料を含まない相場を銀行等に対し呈示するものとする。

第30条 取引受渡日基準

1. 米ドル円およびクロス円のスポット受渡日は、東京市場の翌々営業日とするが、当該応答日がニューヨーク市場または当該通貨国の休日の場合は、東京および当該通貨市場がともに開く翌営業日まで繰り下げることとする。また、米ドル円以外の通貨ペアの取引については、当該通貨諸国の休日およびニューヨーク市場の休日も勘案し上記に準じて取扱うものとする(付表2参照)。
2. レギュラー物の米ドル円のフォワード取引における期先の日についても、東京あるいはニューヨークが休日の場合は、両市場がともに開く翌営業日をもって受渡日とする。ただし、期近の受渡日とその月の最終営業日の場合は、期先の受渡日も当該月の最終営業日とする(エンド・エンドの法則)。
3. 資金取引の決済についても、上記各項の取扱に準ずる。
4. なお、当該通貨国が休日であっても決済が行われる等の例外もあることから、通貨間で受渡日が一致しない場合には、事前に休日における当該取引の取扱について相互確認を経た後に成約すべきである。

第31条 本邦の臨時休日

外国為替・資金取引の受渡日があらかじめ予想することができない本邦の休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、その取扱を以下のとおりとする。

1. 外国為替取引
 - 1) 円対外国通貨取引については、当該休日の翌営業日を受渡日とする。ただし、当該休日が月末に当たる場合は前営業日を受渡日とする。受渡日変更は受渡し金額不変のまま行い、コスト調整は行わない。
 - 2) その他の取引については、当初の約定どおり当該決済地で受渡しを行う。通貨ペアの受渡日は同日に行う。

2. 資金取引

- 1) ユーロ円取引については、当該休日の翌営業日を資金決済日とする。ただし、当該休日が月末に当たると場合は、前営業日を資金決済日とする。資金決済日変更の際は、当初約定金利をそのまま使用し、金利計算に当たっては日数調整を行うものとする。
- 2) 外貨建取引については、当初約定どおり当該決済地の資金決済日とする。ただし、東京が決済地になっている取引については、翌営業日を資金決済日とする。

第32条 通貨オプションの権利行使

1. 通貨オプションの実行通知は、権利行使時限までにディーリング機器等のエビデンスが残る通信手段を用い、取引当事者間で事前に確認した宛先へ通知する。
2. ファクシミリ、電子メール等、リアルタイムで着信の確認ができない通信手段のみによる実行通知は避けることが望ましい。
3. 電話による実行通知の場合には、通知後可及的速やかにファクシミリ、電子メール等により内容確認を行うべきである。
4. 通貨オプションの売り手は相手からの実行通知に備え、事前に確認したディーリング機器、通信機器等の通信手段を常に利用可能な状態にしておかなければならない。
5. 通貨オプションの買い手が海外の取引相手に対して実行通知を行う際には、季節によって現地時間との時差が変わることに留意すべきである。

第33条 JOM 取引

1. 銀行等・仲介業者は、オーダー時点での JOM 勘定とその他の勘定の識別、取引成約時の取引内容確認(confirm)および取引成約後の事後的取引内容確認(reconfirm)等、いずれの段階においても、JOM 取引であることを明確にしなければならない。また、仲介業者は、締結された取引に係る取引明細を成約日にファクシミリ等により送付することにより、当事者銀行等に対する内容確認を行うものとする。
2. 仲介業者経由の JOM 取引は原則として預金取引とする。
3. JOM 取引における円の金利計算は、実日数/360 日とし、付利単位は端数を含めた最小単位までとする。また、決済は原則として、外為円決済制度を利用するものとする。

付表1 銀行等間取引におけるマスター契約書

以下に、一括清算ネットティング条項(*)を有するマスター契約書を掲げる。

*一括清算ネットティング条項：当事者のいずれかにデフォルト等が発生した場合に、マスター契約書に基づいて全対象取引を一括解除し、全ての債権・債務をネットして清算することを定める条項。

契約書名	発行者	最新版	対象取引
ISDA Master Agreement	International Swaps and Derivatives Association, Inc.	2002	各種デリバティブ・為替・通貨オプション取引
Credit Support Annex または Margin Provisions (ISDA Master Agreement 付属の担保契約書)		—	
International Deposit Netting Agreement	British Bankers' Association	1996	資金取引
International Foreign Exchange Master Agreement (IFEMA)	The Foreign Exchange Committee、他	1997	為替取引
International Currency Options Market Master Agreement (ICOM)	The Foreign Exchange Committee、他	1997	通貨オプション取引
International Foreign Exchange and Options Master Agreement (FEOMA)	The Foreign Exchange Committee、他	1997	為替・通貨オプション取引

付表2 東京、ニューヨーク市場が休日の場合のドル円 SPOT 受渡日

例) クリスマス前後のドル円取引の取引日と受渡日の関係

	12/19 (金)	12/22 (月)	12/23 (火)	12/24 (水)	12/25 (木)	12/26 (金)	12/29 (月)
東京	営業日	営業日	休日	営業日	営業日	営業日	営業日
ニューヨーク	営業日	営業日	営業日	営業日	休日	営業日	営業日

①取引日 12/19	取引日	→	→	受渡日			
②取引日 12/22		取引日	→	→	→	受渡日	
③取引日 12/23			取引日	→	→	受渡日	
④取引日 12/24				取引日	→	受渡日	

(注1) 上記④のケースのように取引日の翌日がニューヨーク市場休日、ニューヨーク市場休日の翌日が営業日の場合は、取引日の翌営業日が受渡日となる(米ドル以外の当該通貨国がいずれの日も休日でない場合に限る)。

(注2) 米ドルが絡まないクロス通貨の組合せであっても、上記③のケースのように2営業日後がニューヨーク休日の場合、ニューヨーク休日の翌営業日が通常受渡日となるケースが一般的である。ただし、取引当事者間の合意があれば2営業日後に受渡しを行うことが可能。また、同クロス取引で翌日がニューヨーク市場休日の場合は、上記④のケースのように2日後がそのクロス取引通貨の受渡日である(当該クロス通貨国がいずれの日も休日でない場合に限る)。

付記1 東京外国為替市場における業務継続計画(BCP)

1. 目的

- 1) 東京外国為替市場委員会は、被災後の東京外国為替市場の機能維持と早期の機能回復のためには、個社レベルの「業務継続計画」(Business Continuity Plan : BCP)の整備に加え、市場(金融機関間)のネットワークの維持が重要との認識に立ち、市場レベルのBCPを実施することとした。
- 2) 当委員会による市場レベルBCPは、被災時における外国為替取引の混乱を市場全体として最小限に抑制すべく、情報の収集・還元や市場慣行の変更の推奨(以下、「変更推奨」)を主眼としており、あくまでも市場関係者の間での自発的な取組みである。
- 3) その体制は、情報の収集・還元のための外為BCPウェブサイトの導入とBCP関連規則・マニュアル・手順等の整備を通じて構築されている。

2. 想定する災害等

- 1) 自然災害・伝染病・テロ・事故(大規模停電・火災等)を対象範囲とする。なお、災害等によらない個別参加者のシステム障害は対象外とする。
- 2) 海外で発生した災害等については、本邦市場への影響が大きい場合には、本邦における災害等に準じて取扱う。

3. 運営

- 1) 運営主体は、平時においては当委員会内の運営小委員会、被災時にはコマンドセンター(当委員会の議長、副議長、書記およびその補佐役で構成)とする。
- 2) 被災時には、BCP対策会議(コマンドセンターメンバーおよび当委員会内の関係小委員会の委員長)の意見具申を受け、コマンドセンターが最終決定を行う。決定に当たっては、必要に応じて財務省・金融庁・日銀と協議する。

4. 参加者・客員

- 1) 参加者: 東京外国為替市場参加者及びこれに準ずる者
- 2) 客員: CLS、東京銀行協会、日本銀行、東京金融取引所(決済システム等運営者または取引所等のうち当委員会に参加依頼を行うもの)

5. 実施フロー

BCPの実施フローおよび関連する主体の役割分担は以下のとおり。

3) 市場慣行の変更推奨の具体的内容はあくまでも事態に則して決定されるが、被災状況の認定に拘らず、次の措置のいずれか、あるいはその組み合わせとなることが考えられる。

決済*	<ul style="list-style-type: none"> ① 外為円決済システムの決済時間延長 ② CLS の円決済時間の延長 ③ 円資金決済日の延期 ④ 当日 CLS で決済適合となっていた円関連取引のうち、決済が未了となったものについては、CLS のベスト・プラクティスに従い翌営業日にCLS で決済(確認的に推奨)
取引**	<ul style="list-style-type: none"> ① 円決済システム混乱による円関連取引の自粛 ② 全通貨に関し、電子取引媒体を通じた為替取引の自粛(その理由を明示する) ③ 全通貨に関し、取引が必要な場合には自行(社)海外拠点もしくは国内外カウンターパーティーを含め、相手を認識したうえでの相対取引推進
取引確認	<ul style="list-style-type: none"> ① 国内カウンターパーティー(あるいは被災したカウンターパーティー)との当日約定取引に関する取引内容の早期確認 ② 〇時〇分以降約定の電子取引媒体を通じた為替取引に関して、被災したカウンターパーティーが取引を認識していない場合があるので、速やかに取引の確認を行うとともに、被災したカウンターパーティーが認識していない場合には、事情を勘案のうえ、双方納得のうえで取引の有効性について決定 ③ 〇時〇分以降の為替値動きで約定されているはずの預かり顧客オーダーについて、被災した銀行で約定できていない場合は、速やかに顧客に約定の可否について連絡を実施

* 同時刻の国内短期金融市場の決済に関する状況・決定等を勘案して決定する。

** ブローカーを媒体とする取引に支障が認められるもしくは支障が認められる可能性が高い場合は、「電子取引媒体」に加え「ブローカーを通じた取引」にも言及する。

4) 上記の措置は、東京外国為替市場参加者当事者間の協議に基づく別途取扱を妨げるものではない。また、上記の措置を個別取引に適用する際に必要な事項は、当事者同士で取り決めるものとする。

付記2 電子媒体を通じた市場参入について

昨今の電子取引の進展やオンライン化は銀行等間外国為替市場に大きな変化をもたらしてきている。特に銀行等金融機関が推進するホワイトラベリングサービスやギブアップ取引サービスの発展により、その市場への参加形態が多様化すると共に参加者の幅も広くなりつつある。

このように、電子媒体を通じた取引の進展による取引形態の多様化は、外国為替市場の流動性を高めることが期待される一方で、顧客に係るサービスを提供する金融機関においては、安定した市場の形成やレピュテーション・リスク等を念頭におき、以下の点に留意する必要がある。

1. 銀行等間市場参加者はその顧客が市場慣行および行動規範を遵守するよう、指導・モニターを行うべきであり、それが当該銀行等間市場参加者の義務でもある。
2. 銀行等間市場参加者はその顧客が行った取引に関して、カウンターパーティーに対する約定上の一切の責任を負うことを認識する必要がある。カウンターパーティーからの照会やトラブル時の対応に関しては、自己の取引と同様の責務を負う。

なお、この電子取引の進展はグローバルに起こっており、本委員会は新たな変化が生じた場合には市場の健全な発展と運営を念頭に置きながら、海外の市場委員会とも緊密に連携しつつ、早急に留意点の変更等を行うなどして対処していく。

付録1 外国為替・資金市場取引用語集

本用語集は、現在外国為替・資金市場において、銀行等間および銀行等・仲介業者間の為替・資金取引に際し、一般的に使用されている取引用語を収集したものである。東京外国為替市場委員会としては、市場関係者による本用語集の明確かつ統一的な活用を願っている。

I. 期日に関わる用語

Value Date	決済日・受渡日。
Spot:	通常翌々営業日、外国為替スポット取引とは、取引日の翌々営業日(注)を資金の受渡日とする取引のこと。 (注) USD/CAD は翌営業日等通貨組合せによってはその限りではないが極めて稀。
Overnight:	取引当日対翌営業日。
Tom-next, トムネ、トムネク:	翌営業日対 Spot。
Spot-next, スポネ、スポネク:	Spot 対その翌営業日。
One week:	Spot 対 spot から起算して one week。
Tom week, One week over tomorrow:	翌営業日対翌営業日から起算して one week。
One month:	Spot 対 spot から起算して one month。
One month over tomorrow :	翌営業日対翌営業日から起算して one month。
One year:	Spot 対 spot から起算して one year。
Turn of the month, 末月初、末初:	月末営業日対翌月初営業日。
Spot against month end, End of the month, スポット末、スポ末:	Spot 対その月の最終営業日。
Turn of the year, 年末年初:	年末営業日対翌年初営業日。
Turn of the fiscal;(financial)year, 期末期初:	期末営業日対翌期初営業日。

Forward-forward, 先々:	Spot より先の営業日対それ以降の営業日。
Three against six:	Spot から起算して 3 ヶ月対 spot から起算して 6 ヶ月。
IMM date:	シカゴ・マーカンタイル取引所 (Chicago Mercantile Exchange ; CME) の IMM(International Monetary Market)ユニットで取引されている Futures の受渡日。各取引限月の第 3 水曜日である。通常、3 月、6 月、9 月、12 月の各限月に対し、MAR IMM、JUN IMM、SEP IMM、DEC IMM という呼び方をする。
Fixed dates, Regular term (dates/periods), レギュラー物:	Spot 対期先の期日が 1 ヶ月、2 ヶ月のような通常の取引期間の取引。
Odd dates, オッド物:	レギュラー物以外の取引。
Short dates, ショート物:	1 ヶ月未満の取引。

II. 相場の呈示・取引締結に関わる用語 (*は、外国為替取引のみに使用)

Quote:	売り買いのレートを呈示すること。
Price:	レートと同義。
Buy*, Bid, Pay:	為替取引の場合、price とともに第一通貨の買いのオーダーを出すこと (forward 取引では期先の第一通貨の買い)。資金取引の場合、rate とともに「取り、払い」のオーダーを出すこと。
Sell*, Offer, Ask:	為替取引の場合、price とともに第一通貨の売りのオーダーを出すこと (forward 取引では期先の第一通貨の売り)。資金取引の場合、rate とともに「出し、受け」のオーダーを出すこと。
Hon(本):	第一通貨の百万通貨単位。ドル 10 本と言えば、1 千万ドルのこと。
Yard:	10 億通貨単位 (billion と同義)。Five yard yen と言えば 50 億円のこと。
Mine, I buy*, I take:	為替取引の場合、第一通貨を買ったこと (forward 取引では期先の第一通貨の買い)。資金取引の場合、取ったこと。
Yours, I sell*, I give:	為替取引の場合、第一通貨を売ったこと (forward 取引では期先の第一通貨の売り)。資金取引の場合、出したこと。
Hit:	東京市場では売り買い両方の場合について hit という用語が使われる

	ケースが多い。ただし、正確には、“Hit the bid.”であり、市場にある bid を売り手がたたく(売る)ことを指し、offer を買い手が取る(買う)ことは “Take the offer.”という。
Hit (Dealt) by mistake, ミスヒット:	電子ブローキングシステムで、システム操作を誤って実勢と乖離したブ ライスをヒット(取引)した際、カウンターパーティー(取引相手)に「誤作 動による取引」である旨伝えるときに用いる。
Given:	売り手が bid を yours して出会ったこと。
Taken, Paid:	買い手が offer を mine して出会ったこと。
Off, Cancel:	存在していたレートが消滅したこと。すでに出していたオーダーを取り 消すこと。
Balance:	Offer や bid を市場に呈示した際、呈示金額のうち一部のみが約定され た場合の残額のこと。「Balance 続行」、「Watch the balance.”等は仲介 業者に対し「残額の bid(offer)は有効」であることを告げる際に用いる。
Join:	ベスト・レート(最も高い bid あるいは最も低い offer)にならび同レートで オーダーを入れること。 「20 に Join」、「買いに Join」、「両サイドに Join」のように使う。
Under reference:	Firm price であるか否かの確認を要する quote。
One try, One show, One call:	極めて短時間に限ってオーダーを出すこと。オーダーの有効時間につ いて誤解を生じる恐れがあるので、使用に当たっては注意を要する。
Either (way):	クレジットライン、金額相違等から売買のレートが同じになっているこ と。
XX your choice, Choice:	XX レートで売り買いどちらでも取引に応じること。
Done:	取引の成約。
Nothing Done, Nothing:	取引の不成約。
Firm, Firm price:	取引に応じるレート。Firm price を呈示した銀行は、呈示したレートでそ の相手との取引に応じる義務がある。
For indication, Indication only, For information, Information only, For level:	呈示されているレートがあくまで市場の参考水準を示すものであり、 firm price ではないこと。
Top rate*, Near rate, Start rate:	Forward 取引(為替スワップ)における期近レート。
Far rate, End rate:	Forward 取引(為替スワップ)における期先レート。

(Ten) plus, Minimum (ten):	(10)本以上が成約の条件。
One ticket, One shot :	成約金額が分割されていないこと。または、それを条件とすること。
Full, Full amount :	呈示金額が取引金額の全額であることを示して price を求めること。
Check, Checking :	取引の成約に先立ちクレジットラインの有無および余裕額を確認すること。枠に応じ成約金額を減額したり nothing done となり得る。
Line full, Full up:	クレジットラインに余裕がないこと。
My risk:	呈示されたレートに対し、直ちに反応できない場合にレートを呈示された側が行う意思表示。したがって、取引を希望する場合は、“How now?”等の用語を用い、再度レートの呈示を求めなければならない。
Your risk:	呈示したレートに対し、取引相手が直ちに反応しない場合、当該レートが under reference になることを伝えるレート呈示者の意思表示。
Point, Pip:	レートの最小単位。
Near date:	Forward 取引(為替スワップ)のスタート日。
Far date:	Forward 取引(為替スワップ)のエンド日。
Par*, Even*:	Forward 取引(為替スワップ)において、期近レートと期先レートが同じ状態 (swap point がゼロの状態)。
Premium*:	Forward 取引(為替スワップ)において、期近レートより期先レートが高い状態 (swap point が正の値)。通貨オプション取引においては異なる意味で使用される (V.参照)。
Discount*:	Forward 取引(為替スワップ)において、期近レートより期先レートが低い状態 (swap point が負の値)。

Ⅲ. 外国為替取引の取引形態に関わる用語

Outright:	買い切り、売り切りの取引。
Forward, 為替スワップ:	期近の買い(売り)と期先の売り(買い)とを同時に原則的に同額締結する取引。
Outright forward:	受渡日が spot より先の outright 取引。
Cross currency:	米ドルを含まない通貨の組合せ。クロス円取引とは、米ドル以外の対円取引のことを意味する。

IV. 持高(ポジション)に関わる用語

Long:	為替取引では、買い残高が売り残高を超過している状態。資金取引では、調達「取り、払い」超過の状態。
Short:	為替取引では、売り残高が買い残高を超過している状態。資金取引では、運用「出し、受け」超過の状態。
Square:	為替取引では、買い残高と売り残高が見合っている状態。資金取引では、調達残高と運用残高が見合っている状態。

V. 通貨オプション取引に関わる用語

Call Option:	特定の対象通貨を一定金額、一定価格で、一定期日に、または一定期日までに購入する権利。
Put Option:	特定の対象通貨を一定金額、一定価格で、一定期日に、または一定期日までに売却する権利。
European type:	権利行使期日にのみ、権利行使が可能なオプション。
American type:	Expiry date までの間、いつでも exercise が可能なオプション。
Plain vanilla option:	European type, American type にかかわらず、基本的な call option, put option の総称。最終損益が行使時の対象通貨(原資産)価格のみに依存し、他に付帯条件が何もないオプション。
Exotic Option:	Plain vanilla option 以外のオプションタイプ exotic option の総称。最終損益が、行使時の対象通貨(原資産)価格のみならず、expiry date までの値動きもしくは、他の資産の値動き等に依存するタイプのオプション等がある。
Buyer(Holder):	オプションの買い手。Premium を支払うことによってオプションを購入する。
Seller(Writer):	オプションの売り手。オプションを売却することによって premium を受け取る。オプションの買い手が権利を行使した場合には、オプション契約を履行する義務を負う。
Premium, オプション料:	オプションの価格のこと。オプションの買い手が premium を支払い、売り手がそれを受け取る。Premium の受払いは、通常、取引締結日の 2 営業日後に行われる。
Strike price, 権利行使価格:	オプションの権利行使が行われた場合に適用される為替レート。
Expiry date, Expiration date, 権利行使期日:	オプションの買い手が保有する権利が消滅する日。

Delivery date, 受渡日:	権利行使に基づき、オプション対象通貨の受渡しが行われる日。 通常、expiration date を基準とした spot 応答日となる。
Cut off time, Expiration time, 権利行使時限:	Expiry date にオプションの権利が消滅する時刻。銀行等間取引については東京市場では午後 3 時(Tokyo cut)、欧米市場ではニューヨーク時間の午前 10 時(New York cut)が一般的。
Exercise:	オプションの買い手が、その権利を行使すること。権利行使を通知されたオプションの売り手は、それに応じる義務を負う。
Expire, 権利放棄:	オプションの買い手がその権利を行使することなく、cut off time が過ぎること。
At-the-money:	対象通貨の実勢相場がオプションの strike price と同水準もしくは非常に近い水準にある状態。
In-the-money:	対象通貨の実勢相場よりも高い権利行使価格の put option および低い行使価格の call option は in-the-money の状態にあるという。
Out-of-the-money:	対象通貨の実勢相場よりも低い権利行使価格の put option および高い権利行使価格の call option は、out-of-the-money の状態にあるという。
Delta (Δ):	他の諸条件が一定であるときの、対象通貨の為替レートの変化に対する premium の変化の割合。
Delta hedge:	オプション取引に伴って発生する潜在的な為替持高(オプション取引金額に delta を掛け合わせた金額)を調整するための為替取引をいう。
(Market) Volatility, (予想)変動率:	為替相場の変動の度合いを数量化したもの。店頭通貨オプション市場においては、将来の変動に対するディーラーの予想を織り込んだ volatility の呈示が行われている。
Historical volatility:	為替相場の変化率(前日比等)の対数を取り、その標準偏差を年率換算したもの。過去の相場変動をもとに算出された計数。
Implied volatility:	Premium が所与の場合、Black-Scholes model 等オプション価格計算式に実勢の相場水準、金利、行使価格、権利行使期日までの日数を代入し、逆算で求めた計数。
Straddle:	原則として同一金額、同一期限、同一 strike price の call option と put option の買い(売り)の組合せ。
Strangle:	原則として同一金額、同一期限だが、strike price の異なる call option の買い(売り)と put option の買い(売り)の組合せ。
Butterfly spread:	原則として同一期限の strangle の買い(売り)とその中間値の行使価格を持つ straddle の売り(買い)の組合せ。

Risk reversal:	原則として同一金額、同一期限で delta の絶対値が同一の call option の買い(売り)と put option の売り(買い)の組合せ。
Synthetic forward:	原則として同一金額、同一期限、同一 strike price の call option の買い(売り)と put option の売り(買い)の組合せ。
Intrinsic value, 本源的価値:	オプションが in-the-money になっている部分の価値。
Time value, 時間的価値:	実勢 premium から intrinsic value を差し引いた価値。
Leg, レッグ:	Straddle、strangle や risk reversal をはじめとするスプレッド取引の片サイドを指す。例えば、"USD10mio a leg の straddle"とは、USD10mio の call と USD10mio の put の組合せとなる。

VI. 主要なエキゾチック・オプション取引

Knock out:	あらかじめ決められた為替レート(knock out rate)もしくは、それを超えるレートでの取引が expiry date までに spot 市場にて行われた場合に自動消滅するオプション。通常は、out-of-the-money 方向に knock out rate を設定するが、in-the-money 方向に設定する reverse knock out option といわれるものもある。
Double knock out:	Knock out rate が 2 カ所設定されている knock out option で、いずれか 1 つにスポット相場が到達すると自動的に消滅するタイプのオプション。
Knock in:	あらかじめ決められた為替レート(knock in rate)もしくは、それを超えるレートで取引が expiry date までに spot 市場で行われた場合に自動的に発生するオプション。通常は、out-of-the-money 方向に knock in rate を設定するが、in-the-money 方向に設定する reverse knock in option といわれるものもある。
Double knock in:	Knock in rate が 2 カ所設定されている knock in option で、いずれか 1 つに spot が到達すると自動的に発生するタイプのオプション。
Digital, ヨーロピアン・デジタル:	Expiry date の spot があらかじめ決められた strike price よりも高い(または低い)場合、あらかじめ決められた金額が支払われるオプション。Expiry date の spot 応答日により支払いが起こる。
One touch:	あらかじめ決められた strike price またはそれを超える為替レートでの取引が expiry date までに spot 市場で行われた場合に限り、delivery date にあらかじめ決められた金額が支払われるオプション。strike price またはそれを超える為替レートでの取引が行われた日の spot 応答日に支払われるタイプもある。

Double one touch:	Strike price が 2 カ所設定されている one touch option で、いずれか 1 つに spot 相場が到達するとあらかじめ決められた金額が支払われるオプション。
No touch:	あらかじめ決められた strike price またはそれを超える為替レートでの取引が expiry date までに spot 市場にて行われなかった場合に、delivery date にあらかじめ決められた金額が支払われるオプション。
Range binary, Double no touch, レンジバイナリー:	Strike price が 2 つ設定された no touch option で、expiry date までにいずれの strike price にも spot 相場が到達しない場合、支払いが行われるオプション。
Average strike:	あらかじめ決められた観察期間の為替相場(公表相場等)の平均値が行使価格となるオプション。
Average rate:	あらかじめ決められた観察期間の為替相場(公表相場等)の平均値と、あらかじめ決められた strike price との比較で intrinsic value が決定するオプション。例えば call option の場合は、平均値が strike price を上回った場合に、オプションの買い手はその差額(Intrinsic value)を受け取ることができる。
Compound option:	Option の option と呼ばれる。買い手はあらかじめ設定された日に、あらかじめ設定された条件(expiration date, premium, strike price 等)のオプションを売買することができる。
Window barrier:	Knock out, knock in 等の観察期間が、expiration date までのある一部の期間に限定されているオプション。

VII. 資金取引に特有の用語

Lending 出し:	資金放出。資金市場で資金放出を行う場合には、為替取引と同様、“yours”、“I give”、“I place”という用語を用いる。
Taking, 取り:	資金調達。資金市場で資金調達を行う場合には取引と同様、“Mine”、“I take”という用語を用いる。
Pay, 払い:	金利スワップ取引における固定金利の支払い。
Receive, 受け:	金利スワップ取引における固定金利の受取り。
FRA (Forward Rate Agreement):	先スタートの一定期間の金利を確定する取引。決済日の金利が FRA で確定した金利より高ければ買い手は差額を受取り、低ければ支払うこととなる。
Stripping:	一部期間の先物金利をつなぎ合わせることで連続する長期金利を導き出すこと。例えば、3 月、6 月、9 月、12 月限月の 3 ヶ月金利先物を

利用して3月スタートの1年金利を算出できる。

Basis Point (bp):	1%の100分の1、すなわち1 Basis Point は0.01%。
Tick:	金利取引における基本最小単位。特に金利先物のプライスの動きは“tick”と呼ばれる。
Swap spread:	国債の利回りと、swap 金利の格差。
Duration:	固定金利取引の平均満期期間。各キャッシュフロー(利息と償還)の満期期間を各キャッシュフローの現在価値で加重平均したもの。

VIII. NDF 取引に特有の用語

NDF 取引は、ディーラー間で用いられる市場用語とマスター契約(コンファメーション)で用いられる ISDA 用語に違いがあるので注意が必要である。市場用語と ISDA 用語で使い方が違うものについては、並列して記述する。

1. 通常取引に関わる用語

Non-Deliverable Forward:	Non-deliverable な為替先物取引。決済日に参照通貨(主にエマージング・マーケットの通貨)の受渡しを行わず、その代わりに、参照通貨と決済通貨(主に米ドル)とのフォワード・レートと決済レートとの差額を決済通貨にて決済を行う取引。
Value date (市場用語), Settlement date (ISDA):	差額決済取引の決済日。決済通貨額の受渡しを行う日。
Fixing date (市場用語), Valuation date (ISDA):	Reference page に決済日の決済レートが表示される日。通常、決済日の1~2営業日前。
Settlement currency amount:	決済通貨額。決済通貨で表示され、以下の式で算出される額をいう(USD が決済通貨でコンチネンタルターム・クオートのカレンシー・ペアの場合)。 決済通貨額=[想定元本×(1-フォワード・レート/決済レート)] (例) A銀行がUSD10MIOのUSD買いKRW売りを1225.8のフォワード・レートでB銀行と行い、期日の決済レートが1250.0であった場合、決済日にB銀行はA銀行にUSD193,600.00支払う。 $USD193,600 = USD10MIO \times (1 - 1225.8 / 1250.0)$
Settlement rate:	決済レート。コンファメーションにおいて指定した通貨交換レート、あるいはコンファメーションにおいて指定した方法に基づいて決定される通貨交換レート。
Settlement currency:	決済通貨。NDF 取引において差金決済を行う通貨。米ドルが決済通貨となるケースが多い。

Reference currency:	参照通貨。NDF 取引において支払金額を決定する際の根拠となる通貨であり、決済日に実際に受渡しが行われる通貨ではない。主にエマージング・マーケットの通貨が参照通貨となる。
Reference currency notional amount:	参照通貨の想定元本。
Notional amount:	決済通貨の想定元本。
Reference currency buyer:	参照通貨の買い手。
Reference currency seller:	参照通貨の売り手。
Settlement rate option:	決済レート決定に使用し得る決済レート。決済レート参照ページ等。
Unscheduled holiday:	臨時休日。市場が参照通貨の主要な金融市場において、予定された評価日の2営業日前の午前9時以降に、当該日が営業日でなくなったことを知った場合。この場合は business day convention にしたがわず、別途規定した方法により valuation date や settlement date を延期する。

2. Disruption Event に関わる用語

Disruption event:	政治的な出来事やその他の事象の発生によって市場が混乱状態に陥り、通常想定されるレートまたは決済方法では決済できない状況を指す。
Dual exchange rate:	Disruption event の一つ。Settlement rate option で規定されたレートが複数のレートとして quote される状態（2000 年のアルゼンチン危機のような状態も一つと考えられる。通常 NDF では適用される disruption event には規定されていない）。
Price source disruption:	代表的な disruption event であり、評価日に決済レートが取得できない場合を指す。
Disruption fallback:	Disruption event が発生した場合の代替的な決済レートの決定方法または決済方法。
Fallback reference price:	代表的な disruption fallback であり、disruption event 発生時における代替決済レートの決定方法を定めている。その内訳として、各参照通貨の代替レートソースページの定義と、汎用的な代替決済レート決定方法として、currency-reference dealers や currency-mutual agreement 等が定められている。
Currency-reference rate:	Rate calculation date に reference dealers によって提供される specified rate の quotation に基づいて、決定される代替決済レート（原則として、4個の quotation を取得して、その最高値と最低値を除いた

平均値を代替決済レートとする等)。

Currency-mutual agreement:	Rate calculation date 以前に当事者によって合意された代替決済レート。
Reference dealers:	決済レートを決める複数のディーラーを指す。Fallback reference price に基づいて代替決済レートを決定する際に、その quotation を提供する。
Specified office:	代替決済レート算出を行う店舗、原則として reference dealers の店舗。
Specified rate:	代替決済レートの算出の際に基準となるレートの種類。 (例) bid rate, offer rate, the average of the bid and offer rates 等。
Specified time:	代替決済レートの決定時刻。
Calculation agent:	Disruption event 発生 の 認定、fall back reference price 等の disruption fallback に基づく代替決済レートの決定を行う者。NDF 取引では通常、当事者のいずれかが calculation agent になるか、joint calculation agent として双方が calculation agent となるケースが多い。
Business days applicable to the valuation date:	評価日のための営業日(例:KRW の NDF 取引の場合、Seoul の営業日)。
Business days applicable to the settlement date:	決済日のための営業日(例:USD 決済の NDF 取引の場合、New York の営業日)。
Premium payment date:	差額決済の期日。

IX. その他の用語

OTC:	Over the counter の略。取引所取引(あるいは上場取引)の対語としての相対取引(あるいは店頭取引)を意味し、市場参加者が取引所のような一定の場所に会して取引を行うのではなく、電話やディーリング機器を介して相対で行う取引。外国為替市場は主要な OTC 市場のひとつである。
Name switch ネームの代行:	仲介業者経由取引において、仲介業者が仲介した相手銀行等との取引が与信上の問題により困難な場合、仲介業者が取引可能な別の相手を探し出すこと。
Stuffing:	仲介業者が nothing done の取引を錯誤によって done としてしまい、後になってそれが発覚、取引時点と相場水準が異なることにより差損益が発生することを指す。

Difference :	Stuffing によって発生した差損益。
ポイントの貸借:	Stuffing によって発生した difference を仲介業者と銀行等間の貸し借りという形で一定期間記録し、決済する方法。重大な損益の隠蔽が行われる危険性があり、行うべきではない。
SSI:	Standard Settlement Instruction のこと。取引相手に事前に通知する通貨毎の決済指図。通常は、当事者間でデポ・コルレス銀行のリスト交換を行い、以後変更のない限り各通貨の決済はそれぞれのデポ・コルレス銀行を通して行う。

付録2 取引の基本動作と留意点

以下では、外国為替・資金取引の事例について解説を加え、実際の取引を行うに際しての留意事項を取りまとめた。取引成約に関わるトラブルを防止するために、取引当事者は曖昧な用語の使用を避けるとともに、取引相手に対し、必要事項(通貨、金額、受渡日、売買等の区別、取引レート等)を明確に呈示することが求められる。

I. SPOT 取引

(a) ディーリング機器による場合 (対 XX Bank, Singapore)

XX(Singapore):	YEN 10 PLS	(注1)
YY(Tokyo):	25-30	(注2)(注3)
XX:	SELL(10)	(注4)
YY:	DONE	(注5)
	YY BANK TOKYO BOUGHT USD 10 MIO AGST YEN AT 108.25 VAL APR AUG 8, 2008 (AGAINST) (VALUE) USD TO OUR NY VIA CHIPS ABA...UID... AND WHERE FOR YOU PLS ?	(注6)
XX:	YEN TO OUR TOKYO PLS	
YY:	TKS FOR THE DEAL	
XX:	TKS AND BIBI	

(注1) SPOT USD/YEN IN USD 10 MIO PLS の意味。通常、YEN、EUR、STG とだけいう場合、対米ドルのスポット取引を意味する。クロス円取引の場合には、EUR/YEN、STG/YEN と対円取引であることを明示し、トラブルを未然に防ぐことが肝心である。また取引金額はレート呈示を先方へ依頼する時点で明示すべきである。

(注2) SPOT YEN 108.25-108.30 の意味。相場の変動幅が大きい場合を除いて big figure(大台)は省略されることが多いが、その場合、当事者間の誤解により、異なった big figure で取引を締結してしまう危険性があることには十分留意しなければならない。

(注3) レート呈示に先立ち、先方に対するクレジットラインの使用状況を確認すること。クレジットラインに余裕がなく、先方の取引希望金額に応じることができない場合には、その旨を明記の上(例えば“YEN 25-30 UP TO 5”)レート呈示を行う。

(注4) レートを呈示された側は、レートを hold することなく可及的速やかに取引を行うか、NOTHING (NTG 等)の意思表示をすること。取引実行の表現方法としては、“YOURS(10)”、“AT 25” も用いられる。レート呈示を先方に求めた時点で取引金額を明示した場合は、金額を省略できる。

(注5) Confirm の際には、レートの big figure と value date を必ず確認すること。

(注6) Payment instructions の交換は、受渡通貨の受渡銀行名および所在地を必ず明示すること。

参考：取引締結にスピードが要求される SPOT 取引の場合、上記事例のように取引文言が極力省略されるケースが多い。しかしながら、定型的な取引を頻繁に行う相手であれば、先方の言う“YEN 10 PLS”が、“SPOT USD/YEN FOR USD 10 MIO PLS”の意味であることがわかるとしても、取引関係の乏しい相手が全く同じ意味で略語を使用するとは限らない。“YEN 100”が“SPOT USD/YEN FOR YEN 100 MIO”、“SELL 100”が“WE SELL YEN 100 MIO AGAINST USD”のつもりで使用する海外の銀行もある。したがって、過度の省略化は礼を失するだけでなく、トラブルの原因となる危険性のあることを十分に認識し、ディーリング機器の abbreviation キーを活用する等の配慮が望ましい。

(b) 電話による場合（対 XX 銀行、東京）

XX: XX 銀行です。
YY: YY 銀行〇〇ですが、スポット円 10 本(10 百万ドル)お願いします。 (注1)(注2)
XX: 30-35 です。
YY: 35 で 10 本お願いします。(Ten mine お願いします)。
XX: Done です。XX 銀行 108.35 で 10 百万ドルお売りしました。
△△と申します。
YY: YY 銀行 108.35 で 10 百万ドル買いました。 (注3)
〇〇です。ありがとうございました。

(注1) 相手の銀行名はレート呈示前に必ず確認し、クレジットラインの使用状況を確認すること。

(注2) 電話での取引の際には、前もって取引権限を授与された担当者のリストを相手先に提示しておくことが望ましい。

(注3) 電話での取引は成約に関わるトラブルや事故につながり易いため、取引内容をお互い復唱すること等により、確実な confirm を心掛けること。

(c) 仲介業者経由の場合

ディーラー: Spot yen いくら?
ブローカー: 30-35 です。
ディーラー: Ten yours です。 (注1)
ブローカー: 7本できます。 (注2)
ディーラー: 7本 done。(取引相手は)どこですか?
ブローカー: XYZ Bank です。

(注1) 「yours」、「mine」を使うこととし、「売った」「買った」の文言の使用は差し控える。ヒットする金額を「yours」(あるいは「mine」)の前に明示すること。

(注2) 成立した金額をまず明示すること。

II. FORWARD 取引

(a) ディーリング機器による場合 (対 XX Bank, Singapore)

XX: YEN SW 6M (100) (注1)
YY: MOM PLS (注2)
180/178
XX: AT 178 USD 100 MIO PLS
YY: OK, AGREED
WE BUY AND SELL USD 100 MIO AGST YEN AT 178 VAL 10 JUN
2008/10 DEC 2008
105.50/103.72
USD TO OUR NEW YORK VIA CHIPS ABA...UID...
AND YEN DIRECT PLS
XX: OK, AGREED
YEN TO OUR TOKYO
AND OUR USD TO OUR NEW YORK PLS
TKS AND BIBI
YY: TKS AND HAVE A NICE DAY BIBI

(注1) “USD/YEN 6 MONTH SWAP” 取引の意味。FORWARD 取引の場合、金額を明示しないことがある。オッド物の場合には、必ず期近、期先の value date を明示すること。

(注2) レートの呈示に先立ち、先方銀行に対するクレジットラインの使用状況を確認するために時間を要する場合に使用される。

(b) 仲介業者経由の場合

ディーラー: 6カ月の Forward Yen は?
ブローカー: 180-178
ディーラー: Ten mine (または 178 で 10 本)。
ブローカー: 10 本できます。相手は XYZ 銀行です。

➤ ケース 1 (クレジットラインに、余裕のある場合)

ディーラー: Done。
ブローカー: Top rate は 105 円 50 銭でいいですね。 (注)
ディーラー: OK。

(注) Top rate (near rate) については、特段の合意がない場合、ヒットしたときのスポットレートをベースに取り決めること。

留意点: 約定成立後に取引相手、売買区別、取引金額、top rate、far rate、期日、決済方法をブローカーに confirm する。

➤ ケース 2 (クレジットラインに余裕のない場合)

ディーラー: Line full。
ブローカー: Nothing です。

Ⅲ. 通貨オプション取引

(a) ディーリング機器による場合 (対 XX Bank Singapore)

➤ ケース 1 Call の売買

XX: HIHI FRDS, LF(=LOOKING FOR) 18 JUN 104.50 USD CALL YEN PUT (注1)
USD 50 MIO (注2)
DELTA 30ISH (注3)
TKY CUT OFF PLS
YY: MOM PLS 10.8-11.0
XX: AT 11.0 I BUY USD 50 MIO
YY: OK DONE SPOT 102.50
XX: TKS AGEED
YY: MOM FOR PRICING
WE SEE 0.9 PCT OF USD FOR PREMIUM DELTA 30 PCT
XX: AGREED (注7)
SO XX BOUGHT USD CALL YEN PUT
STRIKE 104.50
AMT USD 50 MIO
EXPIRATION 18 JUN 2008
TKY CUT OFF
DELIVERY 20 JUN 2008
PREMIUM USD 450,000 (注8)
ON HEDGE XX SOLD USD 15 MIO AGST YEN (注9)
AT 102.50 (PREMIUM AND HEDGE)VAL 10 APR 2008
OUR YEN TO OUR TOKYO PLS
YY: OK ALL AGREED (注10)
PREMIUM TO OUR NYK
AND ON HEDGE OUR USD TO OUR NYK PLS
TKS FOR THE DEAL BIBI
XX: BIBI

(注1) 日付は権利行使期日(expiration date)であり、年の指定がない場合は同年となる。

(注2) 銀行等間取引においては、通常 delta hedge を同時に行うことを前提に、price は volatility で呈示される。Delta hedge を行わず実額の premium での取引を望む場合は、相場呈示を求めるときに“Live price”または “Without delta”と明示する。

(注3) 東京市場において cut off time について何の明示もない場合には東京時間午後 3 時として取扱う。

(注4) Volatility の呈示に先立ち、先方銀行に対するクレジットラインの使用状況を確認すること。

(注5) Volatility の取引が成立したら速やかに spot(実勢相場の中心値)を決める。

(注6) 通常 premium の受け払いはドルで行われるが、事前指定をすれば、ドル以外の通貨(例えばドル円取引では円)での受け払いもできる。

(注7) $0.9 \text{ PCT}(\text{オプション1単位当たりの premium}) \times \text{USD } 50 \text{ MIO}(\text{オプションの元本金額}) = \$ 450,000$
(premium 実額)。

(注8) Delta hedge のための為替取引についての内容確認。XX 銀行は、YY 銀行から USD CALL/YEN PUT を購入すると同時に delta 相当額(オプション元本金額 USD 50 MIO X delta 30 % = USD 15 MIO)のドル売り/円買いを YY 銀行と締結する。

(注9) “Premium and hedge”がなくとも premium と delta hedge 取引の受払日が同日と理解されるものの、counterparty によっては明確に confirm を要する先もあるので留意のこと。

(注10) YY 銀行は、premium 受取先と delta hedge のための為替取引に関わる資金受取先を指図する。

参考: Premium 計算の際に用いる swap rate, deposit rate について両当事者のレベルに相違あるときは、公正な第三者(主に仲介業者)に確認する。

➤ ケース 2 Straddle の売買

XX: ANY INTEREST
USD/YEN OPTION 1M ATMF 50 MIO PLS (注1)(注2)
TKY CUT OFF PLS?

YY: HIHI FRDS MOM PLS
10.2 -10.5

XX: AT 10.2 I SELL USD 50 MIO PLS

YY: OK DONE SPOT 102.50?

XX: TKS AGEEED

YY: MOM FOR PRICING
WE SEE STRIKE 102.25 AND
PREMIUM 2.4PCT OF USD IN TOTAL
1.19 PCT ON USD PUT, 1.21 PCT ON USD CALL

XX: AGREED
SO XX BANK SOLD USD/ YEN STRADDLE
STRIKE 102.50
USD 25 MIO A LEG
EXPIRATION 08 MAY 2008
DELIVERY 12 MAY 2008
CUT OFF TIME 3:00 PM IN TOKYO TIME
PREMIUM USD PUT/YEN CALL USD 455,000
USDCALL/YEN PUT USD 470,000
VAL 10 APR 2008 (注3)
DELTA NET OUT (注4)

YY: OK ALL AGREED
TKS VM FOR THE DEAL AND HAVE A NICE DAY

XX: BIBI

(注1) 通常は 1 カ月物の delta-neutral の straddle 取引を意味する。

(注2) Straddle 取引の場合 50 MIO とは straddle の片足が USD 25 MIO、すなわち、25 mio a leg のことを意味し、USD 25mio の USD put/YEN call と USD 25 mio の USD call/YEN put の合算金額を指

す。Strangle の場合には、通常 25 mio a leg と明示する。

(注3) Premium の受払い日。

(注4) 本例は delta hedge 付きの取引であるが、straddle、strangle の場合、put と call の delta が等しければ、delta hedge のための為替取引売買が逆サイドでかつ同額であるために net out され、結果的に delta hedge を必要としない。

参考1: Straddle 取引の場合、Premium の受け払い通貨によって、delta-neutral になる strike price が変わることがある。(通常、ATM straddle と呼ばれる)。Premium は通常ドルとなるので、円 premium を希望する場合は事前に明示する必要がある。

参考2: 東京および海外市場の休日が1カ月の応答日に当たる場合は、TKY CUT と海外 CUT の日付がずれることがあり、事前に確認もしくは明示すべきである。

(b) 仲介業者経由の場合

ディーラー: 6カ月の USD/YEN は? (注1)

ブローカー: 10.0-10.2

ディーラー: 20本 Mine。 (注2)

ブローカー: 20本できます。相手はYY銀行です。

➤ ケース1(クレジットラインに余裕のある場合)

ディーラー: Done。Spot 102円 50銭。

ブローカー: 先方 agree です。YY Bank からの USD 20 MIO の straddle の買いです。
Expiry date が 10月 18日、delivery date が 10月 10日。
Strike 100.円 75銭、premium は 5.70 PCT、
Yen Call が 2.74%、Yen Put が 2.96%。Delta は net out。

ディーラー: OK、agree。

➤ ケース2(クレジットラインに余裕のない場合)

ディーラー: Line full。

ブローカー: Nothing です。

(注1) 6カ月物の USD/YEN straddle を指す。通常、volatility dealing の際には delta-neutral の straddle が利用される。

(注2) Straddle を買うという意思表示。

IV. 資金取引

(a) ディーリング機器による場合 (対 XX Bank, Singapore)

XX: HI HI 3 M USD DEPOSIT PLS? (注1)(注2)(注3)

YY: HI HI FRDS 3 M IS 1.80-1.70PLS

XX: AT 1.80 I TAKE USD 10 MIO

YY: OK, AGREED
 YY BANK TOKYO GIVES USD 10 MIO AT 1.80
 VAL 10 APRIL 2008 AND 10 JUL 2008
 OUR USD TO OUR NEW YORK VIA
 CHIPS ABA...UID... PLS
 UNDER JOM BASE PLEASE (注4)

XX: OK, AGREED
 USD TO OUR NEW YORK PLS
 TKS AND BIBI

YY: TKS AND HAVE A NICE DAY BIBI

(注1) 資金運用に当たっては、レート of 呈示に先立ち、取引相手に対するクレジットラインの使用状況を確認のうえ、取引可能な範囲内で取引に応じなければならない。

(注2) 東京市場では通常 offer、bid の順にレートが呈示される(1.80%が offer、1.70%が bid)。ロンドン市場でも offer、bid の順であるが、ニューヨーク市場では bid、offer の順に呈示される。

(注3) 実際は one way でレート呈示を行うことが多い。呈示銀行の資金繰りの都合により資金の取りのみを行いたい場合は、“WE PAY AT 1.70.”、資金の出しのみを行いたい場合には、“WE OFFER AT 1.80.”と呈示することが多い。

(注4) 東京市場における取引については、通常 “UNDER JOM BASE” となるが、海外市場においては、“UNDER DEPO BASE” もしくは “UNDER CALL BASE” となる。

(b) 仲介業者経由の場合

ディーラー: 6カ月のドル・デポは?
 ブローカー: 1.70- 1.60
 ディーラー: Ten yours (または 1.60 で 10 本)。
 ブローカー: 10 本できます。相手は XYZ 銀行です。

➤ ケース 1(クレジットラインに余裕がある場合)

ディーラー: OK, done。

➤ ケース 2(クレジットラインに余裕のない場合)

ディーラー: Line full。
 ブローカー: Nothing です。

V. NDF 取引

(a) ディーリング機器による場合 (対 XX Bank, Tokyo)

XX: 1M KRW NDF IN 10 PLS?
 YY: 00/30
 XX: I BUY

YY: DONE
YY SOLD USD 10 MIO AGST KRW AT 976.30
VAL 12 MAY 2008
FIX 09 May 2008
REF PAGE KFTC18
USD IF ANY TO OUR NY PLS
XX: AGREED USD IF ANY TO OUR NY PLS

(b) 仲介業者経由の場合

ディーラー: WHERE IS 1M KRW NOW PLS?
ブローカー: 24/25
ディーラー: I PAY 24 FOR 5
ブローカー: OK, I AM WATCHING YOUR BID AT 24 FOR 5
.....
ブローカー: I GIVE YOU 5 AT 24 (COUNTERPARTY IS) YY, SPR
ディーラー: OK, GOOD NAME
I BOUGHT USD 5 MIO AT 976.24 FROM YY BANK, SPR
ブローカー: THANK YOU, I WILL SEND YOU CONFIRMATION SOON (ON REUTER
OR FAX)
<CONFIRMATION>
XX BANK TOKYO BOUGHT USD 5 MIO AGST KRW AT 976.24
COUNTERPARTY IS YY BANK SPR
MAR 08 MAY 2008
FIX 09 MAY 2008
VAL 12 MAY 2008

本「Code of Conduct 外国為替・資金取引に関わる行動規範」は、東京外国為替市場委員会が編集発行する。

➤ **東京外国為替市場委員会メンバー(2008年8月現在)**

(委員)

井上 悟志	(三菱東京 UFJ 銀行)	議長
梨本 忠彦	(パークレーズ銀行)	副議長
久保 浩一	(みずほコーポレート銀行)	副議長
井上 哲也	(日本銀行)	書記
小松 淳	(みずほ銀行)	
小池 正道	(三井住友銀行)	
竹川 雅祥	(メリルリンチ日本証券)	
北倉 克憲	(中央三井信託銀行)	
宗川 雄視	(ロイター・ジャパン)	
大木 一寛	(EBS ディーリングリソースジャパン)	
小林 正史	(住友信託銀行)	
松尾 勝	(三菱 UFJ 信託銀行)	
好川 弘一	(BNP パリバ銀行)	
鰐川 義弘	(JP モルガン・チェース銀行)	
石川 昌信	(トウキョウフォレックス上田ハーロー)	
熱田 龍一	(バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ)	

(準委員)

野口 嘉彦、宮 将史、岡林 俊宏、内山 一慶

(コード・オブ・コンダクト小委員会メンバー)

好川 弘一、井上 哲也、小松 淳、小林 正史、熱田 龍一、
野口 嘉彦、内山 一慶、石川達也、高橋真由美

《注意》本書の転載・複製を行う場合は、予め東京外国為替市場委員会までご相談ください。